

一人親方の実態の適切性の確認を要請 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」 の改訂について

国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課
建設キャリアアップシステム推進室



はじめに

建設業は、社会資本整備の担い手であるとともに、民間経済を下支えし、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う「地域の守り手」として、大変重要な役割を果たしています。

国土交通省においては、建設技能者の老後の生活や負傷時の保障など技能者に対する処遇改善、社会保険の加入に必要な法定福利費を適正に負担する企業による公平・健全な競争環境の整備等の観点から、建設業の社会保険加入対策を推進しています。

かつて労働者単位では約4割が社会保険未加入（平成23年）であるなど、法を守る建設企業が競争上不利になることはもとより、担い手の適切な処遇の観点から非常に問題のある状態が続いていました。しかしながら、平成24年の「社会保険未加入対策推進協議会」設置以降、建設業許可・更新時等における確認・指導や未加入企業に対する経営事項審査における減点幅拡大、法定福利費を内訳明示した見積書・請負代金内訳書の活用等の取組を関係者が一体となって進めてきました。

また、建設工事現場での社会保険加入対策については、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき、元請企業に対し、社会保険に未加入である建設企業を下請企業として選定し

ないよう要請するとともに、適切な保険に加入していることを確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いを求めるなど、対策の履行強化を図ってきたところです。

この結果、企業別、労働者別の社会保険の加入率については他産業と遜色がない水準まで上昇し、建設業法の改正により、令和2年10月から、建設業者の社会保険の加入が建設業許可・更新の要件とされることとなりました。

一方、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図し、技能労働者の個人事業主化（いわゆる一人親方化）が進んでいる実態から、令和2年度に「建設業の一人親方問題に関する検討会」を設置し、議論を行ってきました。検討会では、「規制逃れを目的とした一人親方化防止対策」と「一人親方の処遇改善策」と大きく2つの観点から検討を行い、建設業界として実施すべき対応策を「中間とりまとめ」として、令和3年3月に公表しました。

規制逃れを目的とした一人親方化の防止対策として、雇用契約の締結や社会保険への加入等を促していく一方、適正な一人親方の処遇改善策として、適正取引の推進、専門性の向上に見合う適正な請負代金の確保を進めることとしました。

また、令和6年4月1日以降、建設業においては労働基準法の時間外労働の上限に関する規制が

適用されることから、請負人として扱うべき者であるかについて、より適切な判断が必要となっていることなどを踏まえ、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂する運びとなりました。

2 ガイドライン改訂のポイント

(1) 建設業界として目指す一人親方の基本的な姿

建設業界として目指す一人親方の基本的な姿とは、請け負った工事に対し自らの技能と責任で完成させることができる個人事業主であると定義しました。ここでの技能とは、相当程度の年数を上回る実務経験を有し、多種の立場を経験していることや、専門工事の技術のほか安全衛生等の様々な知識を習得し、職長クラス（建設キャリアアップシステムレベル3相当）の能力があることを意味します。また、責任とは、建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守すること、適正な工期及び請負金額での契約を締結していることや、請け負った工事の完遂がなされること、他社からの信頼や経営力があること等を意味するものです。

(2) 元請企業の役割と責任

元請企業は、一定の規模の建設工事において、適切な施工体制台帳・施工体系図の作成が義務付けられています。

そこで、一人親方として下請企業と請負契約を締結して現場に入場する作業員について、元請企業は以下を確認するようにガイドラインで要請しています。

- ① 下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求める。
- ② 請負契約書の内容が、建設工事

の完成を目的とした請負契約かどうかを確認する。

- ③ 一人親方本人に対しては、現場作業に従事する際の実態を「働き方自己診断チェックリスト」（図－1）を参考に確認する。

①～③の結果、個人事業主としての一人親方と考えられる場合には、元請企業は適切な施工体制台帳・施工体系図を作成することとしています。

また、元請企業は、明らかに実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業は、社会保険関係法令、労働関係法令や税法等の各種法令を遵守していないおそれがあることに留意することとしています。

ここで、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例として、ガイドラインでは以下を記載して

働き方の自己診断チェックリスト	
現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。	
Point 1 依頼に対する諾否 仕事先から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか？	A ☐ 自分に断る自由がある B ☐ 自分に断る自由はない
Point 2 指揮監督 日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか？	A ☐ 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する B ☐ 毎日、会社から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
Point 3 拘束性 仕事先から仕事の就業時間（始業・終業）を決められていますか？	A ☐ 基本的には自分で決められる B ☐ 会社などから具体的に決められている
Point 4 代替性 あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか？	A ☐ 代役を立てることも認められている B ☐ 代役を立てることは認められていない
Point 5 報酬の労務対償性 あなたの報酬（工事代金又は賃金）はどのように決められていますか？	A ☐ 工事の出来高見合い B ☐ 日や時間あたりいくらで決まっている
Point 6 資機材等の負担 仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか？	A ☐ 自分で用意している B ☐ 会社が用意している
Point 7 報酬の額 同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか？	A ☐ 正規従業員よりも高額である B ☐ 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
Point 8 専属性 他社の業務に従事することは可能ですか？	A ☐ 自由に他社の業務に従事できる B ☐ 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社の仕事だけに長期にわたって従事している

図－1 働き方自己診断チェックリスト

います。

- 1) 年齢が10代の技能者で一人親方として扱われているもの
- 2) 経験年数が3年未満の技能者で一人親方として扱われているもの
- 3) 働き方自己診断チェックリストで確認した結果、雇用労働者に当てはまる働き方をしているもの

特に、上記1)及び2)については、未熟な技能者の処遇改善や技能向上の観点からひとまずは雇用関係へ誘導する方針としているものです。また、1)～3)に該当する場合、元請企業は当該建設企業に雇用契約の締結、働き方に合った社会保険の加入及び法定福利費の確保を促すこととしています。なお、元請企業の再三の指導に応じず改善が見られない場合は、当該建設企業の現場入場を認めない取扱いとするように要請し、対策の履行強化を図っています。

(3) 一人親方と直接、請負契約を締結する場合

建設企業が直接、一人親方と請負契約を締結する場合、建設業法を遵守し取引の適正化に努めることが必要です。そのため、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底し、当該請負契約は、請負金額に雇い入れている同種の社員の賃金に必要な経費を加えた適切な報酬が支払われるよう努めるべきとしています。

なお、一人親方との契約の形式が請負契約であっても、実態が元請企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約には当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意が必要です。一人親方と契約を締結する前に、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は雇用契約の締結・社会保険の加入の手続が必要となります。

(4) 一人親方について

ガイドラインは建設業の社会保険加入対策に関して、元請企業と下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものです。一方で、一人親方が事業を継続するうえで必要と考えられる事項について明記するため、今回の改訂で「第4 一人親方について」を新設しました。

一人親方と建設企業との契約締結において、契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意が必要です。そのような契約が行われる場合、働き方自己診断チェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めることとなります。ただし、当該建設企業が雇用契約の締結や社会保険の加入等に必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談するなど、対応が必要です。

一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めます。その際は、見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底する必要があります。なお、現場作業の進め方等は一人親方に裁量がある一方、元方事業者には関係請負人に対して労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に違反しないよう必要な指導を行う義務が課されているため、当該指導には従う必要があります。



働き方自己診断チェックリストの運用

働き方自己診断チェックリストは、一人親方自身や一人親方と直接、請負契約を締結する建設企業及び一人親方の実態の適切性を確認する元請企

業等が使用することを想定しています。ガイドラインの改訂に併せて発出した通知「社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂等につい

て」において、働き方自己診断チェックリストを記入する時期や元請企業等へ提出する手順を示しています（図－2）。

事前説明

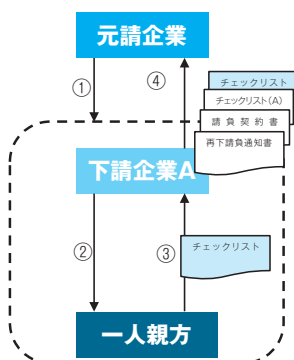
働き方自己診断チェックリスト（以下、チェックリスト）の記入を依頼する際に、以下の趣旨と注意事項を事前に説明すること。

趣旨
適切な施工体制台帳の作成や労災保険料の算出のため、工事を請け負う個人事業主として現場に入場するのか、実態が雇用契約を締結すべきと考えられる雇用労働者として現場に入場するのかを確認するため。

注意事項

チェックリストを記入する際には、実態に即して記入すること。

ケース1 施工体制台帳を作成する工事での確認

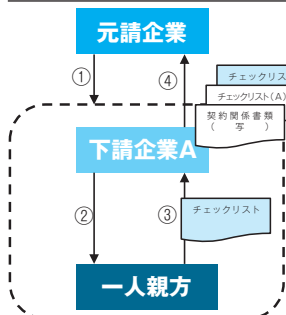


- ① 元請企業は施工体制台帳の作成建設工事の通知時に②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方と請負契約を締結する場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、請負契約を締結する企業（以下、A企業とする）は、一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方は請負契約を締結する前の見積時に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを元請企業に提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注者を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業は請負契約書とチェックリストの内容を確認するとともに、現場入場等の機会を通じて一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。
- ⑥ 契約書の内容が建設工事の完成を目的とした契約で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

ケース2 施工体制台帳の作成を要しない工事での確認



- ① 元請企業は見積依頼の際に、一人親方に工事を依頼する下請企業がいる場合は②～④を行うよう働きかける。なお、元請企業が直接一人親方に見積依頼を行う場合は、②～④の手順に準じて一人親方の働き方を確認すること。
- ② 一人親方と直接、注文書及び請書による相互交付を行う企業（以下、A企業とする）は一人親方に工事を依頼する前にチェックリストで一人親方の働き方を確認・記入する。
- ③ 一人親方は見積を依頼された際に、当該工事を完成させる際の働き方をチェックリストで確認・記入し、A企業に提出する。
- ④ A企業は見積書を元請企業に提出する際に、一人親方から提出された契約関係書類の写し、A企業及び一人親方が記入したチェックリストを提出する。下請企業が数次にわたる場合は、上位発注企業を通じて元請企業に提出する。
- ⑤ 元請企業はチェックリストと契約関係書類の写しの内容を確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認すること。その結果、建設工事の完成を目的とした作業で無い場合やチェックリストの結果が労働者と考えられる場合、元請企業はA企業に対して雇用契約の締結等を促す。

注意

- 契約関係書類の写しとは、A企業と一人親方間で交わされた見積書、基本契約書、注文書や請書を想定している。
- ②の手順において、A企業はチェックリストで一人親方の働き方を確認し、その結果、労働者に当てはまる働き方になっていると認められる場合は、適切に雇用契約の締結・社会保険の加入を行うこと。
- ③の手順において、一人親方はチェックリストで働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うようA企業に求めること。なお、A企業が必要な手続に応じない場合、関係行政機関等に相談すること。

ケース3 新規入場者教育等での確認

- ① 元請企業は新規入場者教育時の新規入場者調査票等で一人親方がそうでないかを確認する。
- ② 一人親方には「働き方自己診断チェックリスト」で働き方を確認し、チェックリストの提出を求める。
- ③ チェックリストのBに多く該当する場合は、A企業に対して雇用契約の締結等を促す。

補足

- ◆ 直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。
- ◆ 施工体制台帳の作成を要する工事の場合はケース1またはケース3のいずれかを選択する。施工体制台帳の作成を要しない工事の場合はケース2またはケース3のいずれかを選択する。

図－2 働き方自己診断チェックリストの運用方法



4 今後の方向性

今回のガイドライン改訂においては、現場に入場する全ての一人親方について、働き方自己診断チェックリストを活用し働き方を確認するよう要請しているところです。

そのため、働き方自己診断チェックリストの活用による事務負担の軽減、技能者の処遇改善及び技能向上の観点から、経験年数が一定未満（あるいは建設キャリアアップシステムのレベルが一定未満）の技能者が一人親方として扱われている場合など、「適正でない一人親方」の目安を策定することを、令和8年度以降に目指すこととしています。それを受けて、働き方自己診断チェックリ

ストの活用のあり方等について、ガイドラインの運用状況等を踏まえつつ更なる検討を行うこととし、令和5年度末に一定の道筋を示すこととしています。



5 おわりに

国土交通省では建設業において適正な取引を行う企業による公平・健全であることが必要な競争環境の整備に取り組みます。

また、取組の進捗を正確に把握するために調査を実施し、その結果を踏まえて社会資本整備において重要な役割を担う建設業が、今後更なる成長を遂げられるよう、必要な取組を検討し推進してまいります。